

令和5年度 健全化判断比率・資金不足比率

地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は、毎年度決算に基づく実質的な赤字や公社・第三セクター等を含めた実質的な将来負担等による指標（健全化判断比率及び資金不足比率）を算定し、公表することが義務付けられました。

玉名市の現状においては、健全化判断比率、資金不足比率とも、早期健全化基準、経営健全化基準を下回り、健全な状態です。

【健全化判断比率】

（単位：％）

指 標 名	玉名市(R5年度)	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	12.57	20.00
②連結実質赤字比率	—	17.57	30.00
③実質公債費比率	8.5	25.0	35.0
④将来負担比率	17.9	350.0	

※①②については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」で表示しています。

①実質赤字比率

一般会計等（一般会計、九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計）の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の深刻度を示します。

②連結実質赤字比率

一般会計等だけではなく、国民健康保険事業などの特別会計や水道事業などの公営企業会計を含めた全会計の収支を合算のうえ、市全体の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の深刻度を示します。

③実質公債費比率

一般会計等の公債費（借金の返済額）だけでなく、特別会計や公営企業会計の公債費に充てるための繰出金や有明広域行政事務組合、病院組合の一部事務組合等に係る公債費に対する負担金なども含めた実質的な公債費の額の大きさを指標化したもので、資金繰りの危険度を示します。

④将来負担比率

市の全会計に、一部事務組合、地方公社や第三セクターを含めた地方債、債務負担行為など現時点での残高の程度を指標化したもので、将来の財政運営を圧迫する可能性の高さを示します。

【資金不足比率】

（単位：％）

特別会計の名称	玉名市(R5年度)	経営健全化基準
浄化槽整備事業特別会計	—	20.00
水道事業会計	—	20.00
公共下水道事業会計	—	20.00
農業集落排水事業会計	—	20.00

※資金不足が生じていない会計については「—」で表示しています。

資金不足比率：公営事業の資金不足を、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。